

老人保護措置基準フロー図

環境上の理由

経済的理由

居宅において自立して生活することが困難であることが明らかである

NO → 非該当です

YES ↓

(A)身寄りがない
(B)日常的な支援を行う親族がない、もしくはあっても適切に行えない

NO → 非該当です

YES ↓

入院加療を要する病態ではない
他の入所者に感染させる恐れのある感染症に罹患していない

NO → 非該当です
適切な医療機関へ

YES ↓

常時介護が必要な状態ではない
(概ね介護1相当以下)

NO → 非該当です
介護施設を検討してください

YES ↓

① 家族との関係が著しく悪い
日常的な虐待がある、若しくはその可能性が高い

NO ↓

② 身体虚弱や精神状態の悪化等(※1)により日常生活に支障があり、日常的な支援が必要である

NO ↓

③ 住居がない、若しくは近い将来失う可能性が高い
住環境が極めて不適切

NO ↓

④ その他、環境的状況により、居宅において生活することが困難

NO → 非該当です

YES ↓

YES ↓

YES ↓

YES ↓

次のいずれかに該当すること
①措置対象者の属する世帯が生活保護法による保護を受けている
②措置対象者及びその者の生計を維持している者について市町村民税の所得割が課せられていない
③災害その他の事情により、措置対象者の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められる

NO → 非該当です
有料老人ホームなど民間のサービスを検討してください

YES → ★養護老人ホーム入所要件に該当します★

【前提条件】 次の①～⑤をすべて満たす人

- ①本市に居住する65歳以上の人であること
- ②施設入所について本人の同意があること
- ③本人および扶養義務者負担金の納付について同意があること。
この時、扶養義務者の同意は原則として本人または措置の申出者が得ること。
- ④集団生活を行う上で施設の風紀や秩序を著しく乱す人でないこと
- ⑤申込みに係る各種調査について、本人および申込者の承諾があること。

※1

軽度の認知症(記憶障害、失見当) 抑うつ など